

## 第2章 環境を取り巻く状況

---

- 1 世界の情勢
- 2 国内の動向
- 3 本県の状況

## 第2章 環境を取り巻く状況

### 1 世界の情勢

気候変動問題を科学的に分析することを目的に1988（昭和63）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）が設立した「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）は、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、更なる温暖化は、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な連鎖反応を生じさせ、熱波の頻繁な発生や極端な降水の増加等の可能性が非常に高い等とした第5次評価報告書を2014（平成26）年に公表しました。

こうした地球規模の環境危機を背景に、2015（平成27）年9月に開催された国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられたほか、同年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。この協定は、地球温暖化問題に人類全体で取り組む初めての枠組みで、地球温暖化対策はこの協定を契機として新たな段階に進んでいます。

一方、世界の温室効果ガス排出量はパリ協定採択後も十分な削減がみられておらず、2018（平成30）年の世界の二酸化炭素排出量は過去最多を記録し、2015（平成27）年以降の世界の平均気温は観測史上最高となったほか、大型の台風や激しい豪雨が世界各地で発生し、2019（令和元）年にはフランスで観測史上最高の45.9℃を記録するなど、地球温暖化による影響と考えられる事象が起きています。

このような気候変動問題への対策強化について各国の首脳らが話し合った2019（令和元）年9月の「国連気候行動サミット」では、世界の77か国が、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを約束しました。

また、プラスチックをめぐっては、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出し、地球規模での環境汚染が顕在化しており、海洋生態系や人の健康への影響が懸念されています。

「令和元年版環境白書」（環境省）によると、世界で毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算や、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算が報告されており、2019（令和元）年6月のG20大阪サミットでは、全世界で対処する必要がある問題として、2050年までにプラスチックごみによる海洋汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャンビジョン」が共有されました。

2019（令和元）年5月、有害廃棄物の輸出入を制限するバーゼル条約<sup>\*1</sup>の第14回締約国会議（COP14）において、「汚れたプラスチックごみ」を輸出入の規制対象に加える条約改正案が採択されたことにより、リサイクルに適していないプラスチックごみは、2021年1月以降、条約の相手国の同意なしには輸出することができなくなることが決定していることも踏まえ、世界規模でのプラスチック資源の循環体制の構築が重要となっています。

#### コラム

#### 「パリ協定」

パリ協定とは、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みで、2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で合意されました。

パリ協定は2016年11月に発効し、地球温暖化対策に先進国、発展途上国を問わず、すべての国が参加し、世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満（努力目標1.5℃）に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。

## 2 国内の動向

国では、2018（平成30）年4月に第五次環境基本計画を策定しました。

第五次環境基本計画は、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画として、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくため、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を掲げたほか、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しており、都市も農山漁村も含めた各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくとしています。



図2 地域循環共生圏

（出展：環境省ホームページ）

各地域が美しい自然環境等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方です。

さらに、2018（平成30）年6月には「循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針」及び「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

第四次計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などが掲げられ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策が示されています。

また、第四次計画を踏まえ、2019（令和元）年5月には、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R<sup>※2</sup>＋リニューアブル（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」が策定されています。

地球温暖化対策に関しては、パリ協定を踏まえ、2016（平成28）年5月、新たな削減目標として2030（令和12）年度に温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減する「地球温暖化対策

計画」が閣議決定されました。また、2019（令和元）年6月には、パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型発展のための長期的な戦略として「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、この中で、パリ協定における「世界全体の平均気温の上昇を産業革命による工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限する」という努力目標に貢献するため、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むことなどを長期的なビジョンとして掲げています。

そのほか、2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が公布（同年12月施行）され、11月には、法に基づく計画として「気候変動適応計画」が策定され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を車の両輪とし、関係者が一丸となって適応策を強力に推進していくこととされました。

### 3 本県の状況

#### （1）第5次青森県環境計画における取組等

第5次青森県環境計画では、めざす姿を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」として、自然環境の保全、低炭素・循環型社会づくりの推進、環境教育等の機会や仕組みづくりに取り組みました。さらに、この間、環境関係の個別計画である「小川原湖水環境改善行動指針（平成29年1月）」及び「青森県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）」の策定や「青森県地球温暖化対策推進計画の改定（平成30年3月）」を行いました。こうした取組により、概ね目標に向かって進められています。

一方、2018（平成30）年度の県民・事業者アンケート結果によると、多くの県民が、きれいな空気やおいしい水を誇りに感じ、森・川・海へと循環する良質な水資源が保たれていることに充足感を感じていることから、今後も、これらを守っていくことが大切です。また、環境問題に取り組む人財の育成、県民や事業者の環境にやさしい取組を誘引する仕組みや環境づくりについての充足度が低いため、県民一人ひとりの環境問題への意識を更に高め、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一丸となって持続的に取り組んでいく必要があります。

#### （2）環境に関する現状

##### ① 自然環境

本県は、日本海、太平洋、津軽海峡と三方を海に囲まれ、県土の3分の2を森林が占め、東アジア最大級の原生的なブナ林を有する世界自然遺産白神山地をはじめ、十和田八幡平国立公園の十和田湖や八甲田山<sup>\*3</sup>、県内最高峰の岩木山、さらには三陸復興国立公園の種差海岸や階上岳など、豊かな自然環境に恵まれています。また、約800kmの長い海岸線や変化に富んだ地勢、日本海側と太平洋側の異なる気候の下、生息・生育する動植物は多種多様にわたっています。

こうした本県の自然環境は、私たちにうるおいとやすらぎをもたらしてくれるだけでなく、県民の「暮らし」や「生業（なりわい）」を支える重要な財産です。

しかし、便利さや快適さを求める私たちの生活様式や事業活動は、自然環境に大きな影響を及ぼし、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じているほか、森林の多面的機能<sup>\*4</sup>の低下も懸念されます。

私たちの重要な財産である豊かな自然環境を適切に保全し、理解を深め、揺るぎない形で次世代に引き継いでいくため、水や緑、大地、そこに棲む多様な生物などとの共生を図っていく必要

があります。

## ② 生活環境

### <廃棄物関係>

本県の県民1人1日当たりのごみ排出量（平成29年度本県1,002g、全国値920g）、リサイクル率（平成29年度本県15.0%、全国値20.2%）は、ともに近年改善傾向にあるものの、依然として全国下位の状況にあることから、県民総参加でごみの発生抑制とリサイクルに取り組んでいく必要があります。また、近年、海洋へのプラスチックごみの流出に対する国際的関心が高まっており、地球規模での環境汚染が懸念されていることから、プラスチックごみの発生抑制や回収処理等の推進がこれまで以上に重要になっています。

さらに、依然として産業廃棄物の不法投棄や不適正処理が後を絶たないことから、立入検査や監視活動等により廃棄物の適正処理を更に推進し、生活環境の保全を図っていく必要があります。

一方、本県では、農林水産業などから豊富に発生するバイオマスや未利用資源の資源化に取り組んできており、これらの取組を更に推進していくことで、地域の未利用資源の製品原料やエネルギー源としての活用が期待されます。

### <公害関係>

本県の大気、騒音・振動、土壌といった生活を取り巻く環境は、おおむね良好な状態で保たれています。その一方で、より快適で安全・安心な生活環境を求める住民意識の変化に伴い、ダイオキシン類等の有害化学物質対策、環境放射線<sup>\*5</sup>対策などの多様な環境課題に対する住民の関心が高くなっており、これら多様な課題に関する新たな知見の収集に努めながら、国とも連携し、適切に取り組んでいく必要があります。

## ③ 文化・風土環境

本県には、豊かな自然と風土に育まれてきた四季の変化に富んだ農山漁村の風景や古い町並みだけでなく、地域独自の伝統芸能や祭り、民俗文化財、天然記念物など数多くの歴史的・文化的資源があります。

先人のたゆまぬ努力によって育まれてきた歴史的・文化的資源は、私たちにうるおいとやすらぎをもたらし、心の豊かさを醸し出すものです。地域の歴史や生活文化を後世に伝えるだけでなく、生活の快適さを高める環境として保全するとともに、これらの資源が持つ価値を積極的に創造していくことにより、快適な生活環境と魅力あふれる伝統文化とが調和を保ちながら、地域への愛着や誇り（シビックプライド）を育て、地域の魅力を発信していくことが必要です。

## ④ 地球環境

本県の2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は、「青森県地球温暖化対策推進計画（平成30年3月改定）」における基準年度である2013（平成25）年度と比較すると、4.5%減少しています。「2030年度までに31%削減」という目標達成に向けて、国を含めた行政、県民、事業者、各種団体など、あらゆる主体の連携、協働による低炭素社会づくりの取組を進め、地球温暖化対策を着実に推進していく必要があります。

また、国において2015（平成27）年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定したことを受け、青森県地球温暖化対策推進計画では、新たに「地球温暖化への適応策」の章を設け、本県の気候変動に対する適応策の必要性や方向性を示しました。こうした動きを踏まえ、本県においても関係各方面と連携し、適応策に取り組んでいくことが大切です。

一方、国では、2012（平成24）年7月からスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、再生可能エネルギーの導入拡大を進めているところですが、本県はこれまで、様々な

エネルギー関連の先進的なプロジェクトの実施などを通じて、再生可能エネルギーの導入推進を図ってきており、2018（平成30）年3月末現在、風力発電の設備容量が417,463キロワットで全国第1位、設置数が253基で全国第2位になるなど一定の成果が表れています。再生可能エネルギーは地域に広く薄く存在する分散型エネルギーであり、地域固有の資源として地域自らが活用し、そのメリットを地域に還元する仕組みづくりを進めることが、我が国の脱炭素社会づくりに貢献していくこととなります。

### （3）社会情勢の変化

本県は自然減と社会減の両面から人口減少が進んでおり、県内の総人口は1983（昭和58）年をピークに以降減少し、2015（平成27）年国勢調査では130万8,265人となり、この傾向は今後も継続すると予想されています。

県では、人口減少社会の到来を見据え、2019（平成31年）3月に、2019年度から2023年度を計画期間とする県行政運営の基本方針「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を策定し、青森県型地域共生社会の実現等に向けて、「産業・雇用分野」、「安全・安心、健康分野」、「環境分野」、さらに、未来の青森県の基盤となる人財の育成をめざす「教育・人づくり分野」の4分野で取組を進めています。

#### コラム

#### 「低炭素社会づくり」から「脱炭素社会づくり」へ

国は、2016（平成28）年5月、パリ協定を踏まえた新たな削減目標として、2030年までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することを目標とする地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

県が2018（平成30）年3月に改定した青森県地球温暖化対策推進計画では、国の地球温暖化対策計画に即しつつ、温室効果ガス排出量を31%削減する目標を設定し、めざす将来像に「あらゆる主体の連携・協働による青森県の地域特性を活かした安全・安心、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成」を掲げています。

さらに、国では、2019（令和元）年6月、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、この中で、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実施することをめざすとともに、2050年までに80%の削減に大胆に取り組むことなどを掲げました。

本県としても、青森県地球温暖化対策推進計画や本計画の計画期間において「低炭素社会づくり」を着実に進展させていくことにより、長期的・将来的には国の動向等を踏まえ、「脱炭素社会づくり」につなげていくことが重要となります。

## 本県における総人口の将来展望

「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン」では、本県の総人口は2045年に100万人を下回ると推計しています（図3参照）。

同ビジョンは、合計特殊出生率の改善、平均寿命の延伸、社会減による減少幅の縮小等が実現された場合を仮定して本県の人口の推移を推計しているものですが、そのような条件下にあっても、総人口と生産年齢人口（15～64歳未満）は2050年まで減少を続け、2030年の生産年齢人口の推計値は、2015（平成27）年時点より約19万5千人少ない56万3,086人となっています（図4参照）。

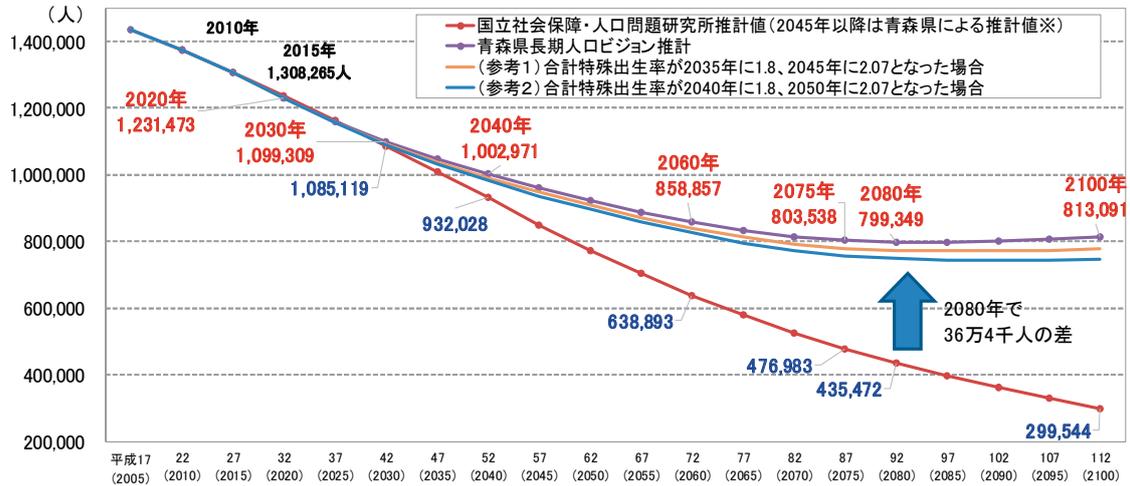


図3 総人口の将来展望（青森県）

（年）

\*2045年以降の国立社会保障・人口問題研究所の推計値は、同研究所の推計仮定に基づき、出生率は1.35で一定、純移動率は2020年まで通減し、その後一定という仮定で、青森県において推計した。

資料：県企画政策部「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン（平成27年8月）」

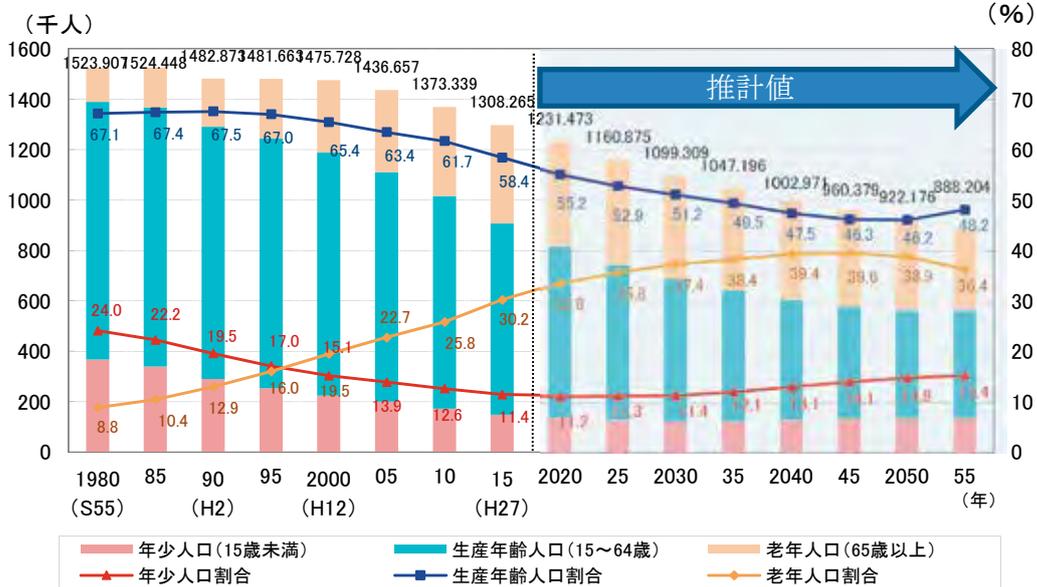


図4 年齢3区分別人口・人口構成割合の推移と将来推計（青森県）

資料：総務省「国勢調査」、まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン（平成27年8月）」

### 2030年の年齢3区分別人口構成割合（2015年との比較）

年齢区分	2015年	2030年
年少人口（15歳未満）	148,208人（11.4%）	125,472人（11.4%）
生産年齢人口（15～64歳）	757,867人（58.4%）	563,086人（51.2%）
老年人口（65歳以上）	390,940人（30.2%）	410,751人（37.4%）

- 
- 
- ※1 バーゼル条約…正式名称は「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」。バーゼル条約は1980年代に、先進国からの廃棄物が東南アジア諸国等に放置されて環境汚染が生じる問題がしばしば発生したことを受けて、採択されました。有害物質を含む廃棄物や再生資源などの貨物の輸出入を行う場合に、当該貨物がバーゼル法に規定する「特定有害廃棄物等」や廃棄物処理法に規定する「廃棄物」に該当する場合には、関税法の手続きに加え、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく経済産業大臣の承認、環境大臣による確認等を受けることとなっています。
  - ※2 3R(スリーアール)…リデュース(Reduce:発生抑制=「ごみ」は出さない)、リユース(Reuse:再使用=できるだけ繰り返し使う)、リサイクル(Recycle:再生利用=再び資源として利用する)の3つの頭文字「R」を取ったもので、環境配慮行動のキーワードとして使われています。
  - ※3 八甲田山…八甲田大岳・高田大岳・井戸岳・赤倉岳・前岳・田茂菴岳・小岳・硫黄岳・石倉岳・雛岳・櫛ヶ峰・下岳・駒ヶ峰・猿倉岳・乗鞍岳などからなる地域を本計画ではこのように呼称します。
  - ※4 森林の多面的機能…木材等の供給のほか、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、土砂災害の防止、水源涵(かん)養など、森林が有する多くの機能のことです。
  - ※5 環境放射線…私たちの生活環境にある放射線を言います。環境における空間の放射線量や農畜産物などの環境試料における放射能を測定監視することにより、原子力施設から周辺住民や環境への影響を確認することができます。